

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>標目 (原本・写しの別)</p>	<p>作成 年月日</p>	<p>作成者</p>	<p>立証趣旨</p>
<p>Subject: 戸籍法違反について (東京法務局民事行政部戸籍課 担当 斎藤氏)</p>	<p>平成29年 (2017年) 11月17日</p>	<p>原告ら代理人 弁護士</p>	<p>法務省は、外国国籍を自己の志望により取得した日本国民について、「日本国籍を喪失した者は既に外国人ですが、国籍喪失者本人が国内に居住する場合は、国籍喪失の届出義務があります」として、外国滞在中は国籍喪失届を提出する義務はないという運用を行なっていること。</p>
<p>法務省ホームページ (国籍Q &amp; A) <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html</a></p>	<p>不明</p>	<p>法務省</p>	<p>被告が、国籍法第11条第1項について、「自分の意思で外国国籍を取得した場合、例えば、外国に帰化をした場合等には、自動的に日本国籍を失います。」と解釈していること。(Q12)</p>
<p>平成21年(2009年)5月12日 衆議院法務委員会議録</p>	<p>平成21年 (2009年) 5月21日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>被告は、外国国籍と日本国籍の両方を有するいわゆる重国籍者に対して、いずれかの国籍の選択を迫る、国籍選択の「催告」を、人権上の配慮及び重国籍者の把握の困難などを理由に、これまでに実施したことがないこと。</p> <p>これまでに重国籍による弊害が生じた事例がなく、被告も重国籍防止を徹底しようとはしていない旨の説明が政府委員からなされたこと。(6頁2段から3段の政府委員答弁)</p>

<p>国籍法第3版（抄）</p>	<p>平成9年 (1997年) 7月30日</p>	<p>江川英文他</p>	<p>国籍は、個人が特定の国家の構成である資格を意味すると解されていること（3頁）。</p> <p>国籍が国際法上、国内法上、国際私法上の機能を有し、日本国籍を有することが国内法上、出入国・居住・就労の権利等を制約を受けずに行使・享受する等のうえで重要な意味を有すること（10～14頁）。</p> <p>国籍法第11条第1項の立法目的は重国籍の発生防止であり、重国籍発生を防止すべきとする思想の根底にあるのが、人は唯一の国籍をもつべきであるという思想（「国籍唯一の原則」）であること（18頁、131頁）。</p> <p>国籍法第11条第1項の最終文節は「日本の国籍を自動的に失う」と解釈されること（133～134頁）。</p> <p>明治憲法下の国籍法では、日本国籍の離脱には政府の許可等の条件が付されており、個人の自由意思に基づく日本国籍離脱が容易には認められなかったこと（138～139頁）。</p> <p>国籍法第11条第1項の定める日本国籍喪失について、それは「直接に個人の意思に基づくものではないが、志望により外国の国籍を取得することは、その反面、間接的には、従来 of 国籍を離脱する意思の表現とみるのが自然であるから、広い意味において個人の意思に基づく国籍の喪失の一場合とみることもできるであろう。」とする学説があること（131頁）。</p> <p>戸籍法上の国籍喪失届は外国国籍取得という事実を報告するものに過ぎないこと（133～134頁）。</p>
<p>ノッテンボーム事件判決</p>	<p>昭和30年 (1955年) 4月6日</p>	<p>国際司法裁判所</p>	<p>国際司法裁判所判決が「国籍は、国家と個人の間、愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帯である。」と述べたこと。（23頁）</p>
<p>近時の裁判例にみる「人格権」概念の諸相</p>	<p>平成27年 (2015年)</p>	<p>木村和成</p>	<p>東京地方裁判所平成24年11月7日判決が「（人の出自・）国籍は自己の起源を認識する契機として、いずでも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」と示したこと。（146(1434)頁）</p>

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

家族と国籍～国際化の安定のなかで (抄)	平成29年 (2017年) 7月20日	奥田安弘	国籍は、国家による権利保障を受ける前提となるものであり、「権利を取得するための権利」と性質付けられることがあること。(18頁)
大日本帝国憲法義解 (抄)	昭和15年 (1940年) 4月15日	伊藤博文 (宮沢俊義 校註)	日本国民は法律上の公権及び私権を享有すること。(46～47頁)
国民教育憲法大意 第三版 (抄)	明治30年 (1897年)	穂積八束	明治憲法下では国民は「絶対ニ、無限ニ、国権ニ服従スル者ナリ」と考えられていたこと(31頁)。
民法修正案理由書 附 法例修正案 国籍法案 不動産登記法案 各理由書 (抄)	明治31年 (1898年)		明治32年国籍法第20条(「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ国籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ国籍ヲ失フ」)の提案理由が、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ国籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス国籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」とされていたこと(66～67頁)。
人権法 (抄)	平成28年 (2016年) 7月20日	近藤敦	「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」と定める世界人権宣言第15条第2項と同様の規定がヨーロッパ国籍条約第4条Cにもあり、「ほしいままに国籍を奪われない権利」すなわち実体的合理性がない限り国籍を奪われない権利の保障は、国際慣習法となりつつあること(40頁)。
人権と国籍の恣意的剥奪	平成28年 (2016年) 6月30日	国連人権理事会	国連人権理事会決議において、「アイデンティティーへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」(第11項)と述べられたこと(4頁)。
複数国籍の容認傾向	平成24年 (2012年) 3月22日	近藤敦	複数国籍を容認する傾向が1990年代以降、急激に広まっていること。  人の国際移動と国際結婚が盛んになり、複数国籍が広く認められるようになった現代社会では、「国籍離脱の自由」(憲法第22条)は在外国民の「自国の国籍を離脱しない自由」を憲法上要請する規定だと解すべきこと。

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>昭和25年（1950年）4月5日衆議員法務委員会議録</p>	<p>昭和25年（1950年）4月28日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的が、新憲法及び改正民法の趣旨に合致しない点をあらためていくことであったこと（1頁第2段の政府委員の発言）。</p> <p>国籍法第11条第1項（国籍法案第8条）の立法目的が、国籍の抵触防止（無国籍及び重国籍の発生防止）で、明治国籍法第20条をそのまま踏襲した規定であること。</p>
<p>昭和25年（1950年）4月19日参議院法務委員会会議録</p>	<p>昭和25年（1950年）5月11日</p>	<p>参議院事務局</p>	<p>明治国籍法を廃して国籍法を新たに制定する目的が、主として憲法及び民法の改正に伴って、憲法や民法の明文あるいは精神と合致しない点をあらためていくことであったこと（7頁第4段政府委員の発言）。</p> <p>国籍法案第8条（現第11条1項）の立法目的の基礎に「国籍唯一の原則」があったこと（8頁第2段から第3段にかけての政府委員の発言）。</p>
<p>昭和59年（1984年）4月3日衆議院法務委員会議録</p>	<p>昭和59（1984年）4月12日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議でも、「国籍唯一の原則」を被告が堅持する意思を示していたこと（3頁第3段、13頁第2段、15頁第4段、21頁第4段の政府委員の発言）。</p> <p>同審議において被告が、重国籍の発生防止を前提としない他国の制度の存在を認識していたこと（25頁第2段から第3段の野間委員と政府委員の質疑応答）。</p>
<p>昭和59年（1984年）5月10日参議院法務委員会会議録</p>	<p>昭和59年（1984年）5月23日</p>	<p>参議院事務局</p>	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議でも、「国籍唯一の原則」と、二重国籍を認めるべきではない、二重国籍は国家にとって望ましくないという考え方を、被告が堅持する意思を示していたこと。（7頁第2段、12頁第4段の政府委員の発言）</p>

<p>法典調査会速記録</p>	<p>昭和14年 (1939年) 12月</p>		<p>明治31年（1898年）の国籍法典調査会で、法案作成者も重国籍発生の防止などできないと認識しており、法案を説明した梅謙次郎が「復国籍又ハ無国籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラヌ」（42頁）などと述べたこと。</p> <p>同調査会において、古賀廉造委員が「之ハ私カ想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重国籍ノ最モ憂フヘキコトハ徴兵令テアリマス」（93頁）と発言したこと。</p>
<p>YEARBOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION 1954 Volume II, Documents of the sixth session including the report of the Commission to the General Assembly (抄)</p>	<p>昭和29年 (1954年)</p>	<p>国際法委員会</p>	<p>国際法委員会が国連事務総長の求めで作成した昭和29年（1954年）の報告書で、国籍法に関する国際法上の原則として存在しうるのは、国籍を誰に付与するかは各国がその主権をもって定めるということのみであるとしており、国籍唯一の原則はそこに含まれていなかったこと。</p>
<p>いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか</p>	<p>昭和61年 (1986年) 3月</p>	<p>永田誠</p>	<p>「国籍唯一の原則」なるものは存在しないし、存在し得るはずがないこと。</p> <p>被告は、「国籍唯一の原則」が存在しないことを詳細に論証した意見書を、昭和58年（1983年）5月14日に永田から提出されていたこと（94〔583〕頁）。</p> <p>重国籍による弊害とされてきたことが本論文の発表までに現実問題化した事例はないこと。</p>
<p>International Migration Policies: Government Views and Priorities (抄)</p>	<p>平成25年 (2013年)</p>	<p>国際連合</p>	<p>2011年時点の国際連合の調査によれば、国連加盟国196カ国中、53%の政府が、外国に行きそこの国籍を取得した自国民が何ら制限なく自国の国籍を保持することを容認しており、その他の19%の政府が、外国に行った自国民が自国（出身国）の国籍を維持することを一定の条件の下で容認していること、残り28%の政府のみが、二重の国籍を許す規定を持たないとの調査結果であったこと。（6～7頁）</p>

<p>重国籍 —我が国の法制と各国の動向</p>	<p>平成15年 (2003年) 11月</p>	<p>国立国会図書館立法調査局行政法務課 岡村美保子</p>	<p>2003年、国立国会図書館立法調査局発行の「レファレンス」において、「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とはされていない状況にあること。国籍法を改正すべき時期が来ているのではないかと、問題提起がなされたこと（63頁）。</p> <p>156回国会で重国籍認容を求める請願がなされたこと（57頁脚注（2）（3））。</p> <p>国籍選択の催告が行われたことがない旨を平成15年2月27日参議院法務委員会で法務省民事局長が答弁したこと（58頁脚注（7））。</p>
<p>重国籍と国籍唯一の原則 ～欧州の対応と我が国の状況</p>	<p>平成21年 (2009年) 8月</p>	<p>参議院第三特別調査室 大山尚</p>	<p>本論文が執筆された当時までに重国籍による弊害とされてきたことが現実問題化した事例はないこと（113頁2行目以下）。</p> <p>170回国会の平成20年11月27日参議院法務委員会で法務省が、国籍選択の催告が行われたことがない旨、答弁したこと（116頁脚注（45））。</p> <p>171回国会で、参議院に重国籍の請願を求める請願が提出されたこと（117頁）。</p> <p>平成21年（2009年）には、参議院第三特別調査室から、「例えば、国内においては、現行の国籍法がとっている国籍選択制度等による重国籍防止策を維持するが、主に国外に生活の拠点を有する者については、日本と居住国の重国籍を許容するといったような対応も考えられる」との提案がなされたこと（118頁）。</p>
<p>国籍単一の原則に対する疑問</p>	<p>昭和59年 (1984年)</p>	<p>芹田健太郎</p>	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正当時、「国籍唯一の原則」を固守することの合理性、必要性に対する疑問が国際法の第一人者から提示されていたこと。</p>
<p>平成13年（2001年）6月28日 参議院法務委員会会議録</p>	<p>平成13年 (2001年) 7月6日</p>	<p>参議院事務局</p>	<p>遅くとも平成13年（2001年）の151回国会までには、重国籍の容認を求める請願が提出されるようになっていたこと。（6月28日会議録、1頁）</p>

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>1 国籍法抵触条約（翻訳） 2 二重国籍の場合における 軍事的義務に関する議定書 （翻訳）</p>	<p>平成30年 (2018年) 3月15日</p>	<p>岩沢雄司</p>	<p>国籍法抵触条約（国籍法の抵触に関連するある種の問題に関する条約）及び二重国籍の場合における軍事的義務に関する議定書の内容と批准状況。</p>
<p>わが国が未批准の国際条約一 覧—2013年1月現在</p>	<p>平成25年 (2013年) 3月</p>	<p>国立国会図 書館 調査及び立 法考査局 議会官庁資 料課</p>	<p>無国籍及び複数国籍をなくすことを理想とし、国籍に関する一般的原則を定義する国籍法抵触条約について、被告が未批准である理由として、同条約第4条（重国籍と外交的保護の関係）が挙げられていること。</p>
<p>国籍法論（抄）</p>	<p>昭和8年 (1933年) 2月20日</p>	<p>兒玉政介</p>	<p>国籍法抵触条約起草過程で、複数国籍を当然のものとする第3条を削除すべきとする主張もあったが、同条項は削除されず、採択された条約に残ったこと。（24頁）  同条約6条を、被告は、外国に在る自国民に対する外交上の保護権の放棄であって出移民国（移民送出国）としてははなはだ不便を感じずる規定であるとして、調印にあたって留保したこと。（25頁）</p>
<p>新国籍法論（抄）</p>	<p>昭和11年 (1936年) 7月1日</p>	<p>兒玉政介</p>	<p>国籍法抵触条約の起草過程では、外国国籍を取得した場合の旧国籍喪失に出身国の許可等を必要とするかどうかに関して、移民送出国（許可等は必要と主張し、複数国籍発生防止よりも自国国民の確保を重要視するイタリアなど）と移民受入国（許可等は不要と主張する米国など）の間で深刻な対立があったこと。（315頁）  その対立の結果、同条約の起草過程では複数国籍防止のために提案された基礎案第6条が、採択された条約では無国籍防止の条項（第7条）になったこと。（314～317頁）</p>

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>国籍をめぐる東アジア関係 —植民地期朝鮮人国籍問題の 位相—</p>	<p>平成13年 (2001年) 1月20日</p>	<p>水野直樹</p>	<p>被告が、韓国併合以降、朝鮮人を日本国籍を持つ者と扱うこととしながら、「独立運動の取締りのためにあくまで朝鮮人を日本国籍に縛っておくため」に、複数国籍を容認する政策をとったこと。 (216～217頁)</p> <p>被告が、国籍法抵触条約起草過程において、複数国籍防止に向けられた条約基礎案第16（外国帰化による国籍喪失条項）、第15（二重国籍者の国籍離脱条項）に対し、これらを制限的にする修正案を支持する態度を貫き、原則を緩和した条約にすることに成功した、と評されていること。（315～316頁）</p>
<p>International standards on nationality law: texts, cases and materials (抄)</p>	<p>平成27年 (2015年)</p>	<p>Gerard- Rene de Groot and Olivier Willem Vonk</p>	<p>国籍法抵触条約の第1章に示される諸原則は国際慣習法になったこと。（87頁）</p> <p>同条約では二重国籍の発生を防ぐための具体的努力はほとんどなされなかったこと。（87頁）</p>
<p>在中国日本国大使館のホーム ページ</p>	<p>平成30年 (2018年) 9月24日</p>	<p>原告代理人 仲晃生</p>	<p>日本人と中国人の夫婦の子が中国で生まれた場合について、在中国日本大使館が、日本の国籍法に基づき3ヶ月以内に出生届をする必要があること、中国の国籍法に基づき管轄する公安局派出所に届ける必要がある、と説明していること。 (「1. 戸籍への記載」の項。)</p> <p>上記手続きの結果、その子は、日本大使館では日本パスポートの発行を受け、また中国の公安局から中国パスポートの発行を受けることができるが、中国からの出国の際には中国パスポートを使用する必要がある場合がある旨を説明していること。（「2. 中国出国と日本入国の手続き」の特に（2）の項。）</p> <p>中国国籍法は複数国籍を禁止しているが、実際には複数国籍を防止し得ないこと。</p>
<p>註釈日本国憲法（2） 国民の権利及び義務（1） § 10～24 (抄)</p>	<p>平成29年 (2017年) 1月30日</p>	<p>長谷部恭 男編 土井真一 他</p>	<p>日本国憲法が徴兵制を禁じており、被告も徴兵制を違憲としていること。（259頁）</p>



国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

平成18年（2006年）3月16日 参議院法務委員会会議録 （抄）	平成18年 （2006年） 3月30日	参議院事務 局	参議院法務委員会で河野太郎法務副大臣（当時）が、「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってきて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」と説明したこと。（10頁2段目、後ろから2つめの段落）
現代中国法入門〔第7版〕 （抄）	平成28年 （2016年） 3月30日	高見澤磨、 鈴木 賢、 宇田川幸則	中国憲法の基本原理の一つが人民民主主義と敵対階級に対する独裁であり、中国憲法下では主権の帰属・享有主体が「人民」に限定されていること。（68頁）
「国民」、「公民」、「人民」の日中台比較（抄）	平成17年 （2015年）	高橋孝治	中国憲法33条1項の「公民」が中国国籍保有者であること。（152頁）  中国における「公民の概念は人民の概念よりも大きく、公民は人民を含むばかりでなく、敵対分子をも含む」概念であり、「人民」は中国の主権者であること。（154頁）
中華人民共和国 解説（抄）	平成29年 （2017年） 6月10日	初宿正典、 辻村みよ子	中国憲法は、社会主義、共産党一党独裁、民主主義的集中制を採用し（366～367頁）、「人一般の権利としての「人権」という概念を用いていない」こと。（368頁）  中国憲法は、天賦人権思想を否定した社会主義的権利観をベースとしていること。（373頁）  中国憲法の規定内容（1～56条）。
大韓民国憲法	平成29年 （2017年） 6月10日	初宿正典、 辻村みよ子	韓国憲法は国民の国防義務と兵役義務を定めていること（39条）。  韓国憲法の規定内容。
註釈日本国憲法（上巻） （抄）	昭和59年 （1984年） 3月30日	樋口陽一、 佐藤幸治他	国籍自由の原則とは、国籍の得喪は個人の自由意思によるべきものであるという要請であり、「わが国の場合、日本国憲法によって立つ国際協和の精神からいって、できるだけかかる理想を具現するような国籍法制が定立されることが要請されている」こと。（210～211頁）

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>民事月報39巻6号 「国籍法の一部を改正する法律の概要」(抄)</p>	<p>昭和59年 (1984年) 9月30日</p>	<p>法務省民事 局第五課長 細川 清</p>	<p>昭和59年に新設された国籍法11条2項の立法趣旨は、「(国籍法14条の)国籍選択制度と類似の制度を有する外国において、当該外国及び日本の国籍を有する者が、当該外国の法令に従い、当該外国の国籍を維持確保し、日本国籍を不要とする旨の意思を明らかにしたときは、その時に日本国籍を当然喪失することにある。」というものであり、同条項による日本国籍の喪失は本人の意思に依拠するものと言えること。(34～35頁)</p>
<p>平成16年(2004年)6月2日衆議院法務委員会議事録</p>	<p>平成16年 (2004年) 6月21日</p>	<p>衆議院事務 局</p>	<p>昭和59年改正において選択催告制度が新設されて以降、本条による選択催告が行われた例はないことについて、国会答弁において政府委員が、「国籍を喪失するということは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄であろう」と説明したこと。(10頁最下段)</p>
<p>1950(昭和25)年4月4日衆議院法務委員会議事録</p>	<p>1950年 (昭和25年) 4月27日</p>	<p>衆議院事務 局</p>	<p>現行国籍法制定時の国会における審議の内容。政府委員から新法8条(現行11条1項)に関する特段の言及はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と答弁している。</p>
<p>1950(昭和25)年4月4日参議院法務委員会議事録</p>	<p>1950年 (昭和25年) 4月21日</p>	<p>参議院事務 局</p>	<p>現行国籍法制定時の国会における審議の内容。政府委員から新法8条(現行11条1項)に関する特段の言及はなく、「以上説明しました諸点を除きましては、この法案は、現行法の規定の趣旨を踏襲いたしております。」と答弁している。</p>
<p>1950(昭和25)年4月10日衆議院法務委員会議事録</p>	<p>1950年 (昭和25年) 5月3日</p>	<p>衆議院事務 局</p>	<p>現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条(現行11条1項)に関する言及がないこと。</p>
<p>1950(昭和25)年4月12日衆議院法務委員会議事録</p>	<p>1950年 (昭和25年) 5月4日</p>	<p>衆議院事務 局</p>	<p>現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条(現行11条1項)に関する言及がないこと。</p>

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

1950（昭和25）年4月21日参議院法務委員会議事録	1950年 （昭和25年） 5月13日	参議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）に関する言及がないこと。
1950（昭和25）年4月24日参議院法務委員会議事録	1950年 （昭和25年） 5月9日	参議院事務局	現行国籍法制定時の国会における審議の内容。新法8条（現行11条1項）による複数国籍防止について答弁がなされているが、「国籍変更の自由の保障」に係る質疑及び答弁は見られない。
国籍法逐条解説（510頁乃至511頁）	1974年 （昭和49年） 4月20日	田代有嗣	日本国民が外国に帰化しようとする際に、当該外国の帰化制度が帰化によって日本国籍を離脱することを求めている場合に、新法8条（現行11条1項）によってその者の当該外国への帰化がはじめて実現する、として、法11条1項の「国籍変更の自由の保障」という効用について解説している。
2002年のロシア連邦国籍法（抄）	2004年 （平成16年） 5月6日	奥田安弘 佐藤守男	第14条（簡易手続によるロシア連邦国籍の許可）2項a号において、ロシア国外で出生したロシア国民と外国人の夫婦の子が出生によりロシア国籍を取得しないことを前提に、出生後の簡易な手続によるロシア国籍の取得を認めている。
全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件Ⅲ（834頁乃至835頁）	2016年 （平成28年） 11月30日	木村三男 監修	スイスが複数国籍を認めていること。
国籍法部会資料1 スイス国籍法（1952年9月29日）	1982年 （昭和57年） 頃	法務省	1952年スイス国籍法では、外国籍成年男子がスイス国籍を取得するには帰化（法12条乃至16条。26条、29条。なお、旧国籍の扱いに関する17条は1990年の法改正で削除された（甲59の3））によるしかないこと。
Federal Act on the Acquisition and Loss of Swiss Citizenship (Swiss Citizenship Act, SCA) Of 29 September 1952 (Status as of 1 January 2013)（抄）	2013年 （平成25年） 1月1日	スイス政府	スイス国籍法（1952年9月29日、甲59の2）の17条が1990年の法改正で削除されたこと。

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>Federal Act on the Acquisition and Loss of Swiss Citizenship (Swiss Citizenship Act, SCA) Of 20 June 2014 (Status as of 15 February 2018) (抄)</p>	<p>2014年 (平成26年) 6月20日</p>	<p>スイス政府</p>	<p>スイス国籍法（2014年6月20日）での通常帰化の要件（9条、11条、12条）。</p>
<p>全訂新版 渉外戸籍のための各国法律と要件V (624頁乃至625頁)</p>	<p>2017年 (平成29年) 8月9日</p>	<p>木村三男 監修</p>	<p>フランスでは複数国籍が認められていること。</p>
<p>France Civil Code (consolidated version as of May 19, 2013) (抄)</p>	<p>2013年 (平成25年) 3月19日</p>	<p>フランス政府</p>	<p>フランス民法（2013年3月19日）でのフランス人の配偶者の帰化の要件（21条の2以下）。</p>
<p>Liechtensteinisches Landesgesetzblatt</p>	<p>2000年 (平成12年) 7月13日</p>	<p>リヒテンシュタイン政府</p>	<p>リヒテンシュタイン公民権法には遅くとも2000年改正法以降、リヒテンシュタインへの帰化に際して原国籍の離脱が必須の要件とはされない旨を定める条項が存在すること。</p>
<p>Vance v. Terrazas, 444 U.S. 252 (1980) (抄)</p>	<p>1980年 (昭和55年)</p>	<p>合衆国連邦最高裁判所</p>	<p>合衆国では、議会の定めた市民権喪失要件に該当する行為が自発的になされた場合であっても、合衆国市民権は本人の市民権放棄の意図が証明されない限り失われないとされていること。</p>
<p>逐条註解国籍法（338乃至340頁）</p>	<p>2003年 (平成15年) 10月30日</p>	<p>木棚照一</p>	<p>国籍法11条1項が本人に国籍離脱の意思がないにもかかわらず日本国籍を喪失させる根拠は、本人の離脱意思にあるのではなく、端的に複数国籍防止のためである、とする見解。</p>

<p>国籍を離脱させられない自由——国籍法11条1項による日本国籍の剥奪——</p>	<p>2018年 (平成30年) 8月</p>	<p>柳井健一</p>	<p>日本国民の法的地位の規整については憲法原理との整合性が最優先されるべきこと。</p> <p>憲法上一定の意思ないし行為が「～の自由」として保障される場合には、論理必然的に「～しない自由」がそこには含まれると考えられていること。</p> <p>憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由を保障しており、外国籍を取得した日本国民に対して、当事者の明確かつ自発的な意思によることなく、日本国籍を喪失せしめる法律は、憲法22条2項が保障する日本国籍を離脱しない自由を侵害すること。</p> <p>国籍の得喪に関し個人の自由意思を尊重すべきであるとする国籍自由の原則または国籍非強制の原則を、国籍離脱の自由として憲法上保障しているのが憲法22条2項といえること。</p> <p>憲法22条2項により国籍離脱の自由が憲法上の権利として保障されていることの真髄は、当該国籍の変動が当事者の「自由意思」によって帰結されることにあること。</p>
<p>憲法 第五版 (35頁乃至37頁)</p>	<p>2011年 (平成23年) 3月10日</p>	<p>芦部信喜 高橋和之</p>	<p>憲法は国民主権原理およびそれに基づく代表民主制の原理を定めており、これら両原理は、基本的人権の尊重と確立を目的とし、基本的人権保障のための手段として不可分の関係にあること。</p> <p>国民主権原理も基本的人権尊重原理も、共に「人間の尊厳」という最も基本的な原理に由来すること。</p>

<p>日本国憲法〈第3版〉                  (34頁乃至45頁、90頁乃至98頁、111頁乃至119頁、132頁乃至139頁、298頁乃至308頁)</p>	<p>2007年                  (平成19年)                  12月30日</p>	<p>松井茂記</p>	<p>憲法の定める国民主権は、憲法改正への国民の直接参加と、それ以外の通常の国の政治決定については、国民主権原理に基づく代表民主制を要請していること。</p> <p>憲法の定める国民主権原理における「国民」は、憲法秩序の下における「日本という政治共同体の不可欠の構成員」であり、憲法は、すべての国民がかけがえのない政治共同体の不可欠な構成員として尊重され、国民が国民としての権利を行使し政治参加することのできる過程を保障していること。その根底には、多元主義（プリュラリズム）的な民主主義の考え方があること。</p> <p>国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制約されており、日本国籍を剥奪することは、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されないものと考えられること。</p>
<p>Afroyim v. Rusk 387                  U. S. 253, 267(1967) (抄)</p>	<p>1967年                  (昭和42年)</p>	<p>合衆国連邦最高裁判所</p>	<p>合衆国には、「この国における市民権は、協働しながら遂行する事業の一部である。市民こそが国家であり、国家とはその市民である。我々の自由な政府の本質は、一時的に公職に就任中のある市民集団が他の市民集団の市民権を奪うことができるという法原則とは、まったく調和しない。」と判示した連邦最高裁判決があること。</p>
<p>過小包摂な規制と厳格審査の基準の下での目的審査のあり方について——EMA事件判決におけるスカリア裁判官法廷意見を素材として—— (187頁乃至192頁)</p>	<p>2015年                  (平成27年)                  9月25日</p>	<p>金原宏明</p>	<p>合衆国判例において、言論内容規制の法令の合憲性判断にあたって、目的の「やむにやまれぬ利益」該当性の審査のほか、手段の必要最小限度性の審査の一環として過小包摂性の審査が要求される理由として、①過小包摂の存在が動機の疑わしさを助長すること、②立法目的達成の見込みの不足を示唆すること、③ある事項が規制対象から外されていることが立法府も法令の立法目的にはその事項を規制できるほどの重要性が実は存在しないと判断したことを示唆すること、などが挙げられていること。</p>

<p>憲法 I 基本権 (36頁乃至40頁、319頁乃至321頁)</p>	<p>2016年 (平成28年) 4月20日</p>	<p>宍戸常寿 松本和彦 他</p>	<p>国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が、権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。</p> <p>憲法22条2項は、日本国籍を離脱する自由と同時に日本国籍を離脱しない自由、すなわち日本国籍を喪失させられない自由を保障していること。</p> <p>複数国籍防止の正当性がない場合、外国籍の取得・選択に伴う日本国籍の喪失は日本国籍を離脱しない自由の侵害を意味することになると考えられること。</p>
<p>外国人はなぜ消防士になれないか 公的な国籍差別の撤廃に向けて (46頁乃至65頁)</p>	<p>2017年 (平成29年) 5月31日</p>	<p>自由人権協会</p>	<p>国内法上または事実上、日本国籍を保有しない者が権利及び自由について様々な制約を受けていること及びその制約の内容。</p>
<p>外務省ホームページ ビザ・日本滞在 ビザ免除国・地域 (短期滞在)</p>	<p>2017年 (平成29年) 7月1日</p>	<p>外務省</p>	<p>外国籍となった者が親族訪問のために日本に入国するためには許可が必要になる場合があること。</p>

<p>注釈日本国憲法（2） 国民の権利及び義務（1） § § 10～24 (40頁乃至50頁、63頁乃至 87頁、139頁乃至160頁)</p>	<p>2017年 (平成29 年) 1月30日</p>	<p>長谷部恭 男編 土井真一 他</p>	<p>近年の憲法の注釈書では、国籍が人権等の保障の前提条件であることから、本人の意思に反して国籍を奪うことは原則としてできないとされていること。</p> <p>「個人の尊重」原理が、立憲主義及び基本的人権保障の基盤であり、「我が国の基本的価値」であり、「憲法の根本原則としてすべての法秩序に対して妥当する客観的規範」であること。</p> <p>憲法13条後段の「公共の福祉」もまた「個人の尊重」原理に反する内容のものであってはならず、「個人の尊重」原理に反する「個人の尊重」原理に反する国家権力行使の目的は「公共の福祉」として正当化され得ないこと。</p> <p>「個人の尊重」原理にいう個人の「尊厳」とは、交換可能な手段的有用性を示す「価格」とは異なり、固有の存在意義・目的を有する存在者の価値的属性を示すものであり、各人を固有の存在意義・目的を有する個人として尊重するとは、各人の存在の唯一性および代替不能性を承認したうえで、各人の存在意義および生きる目的を最大限尊重し、その実現のために活動する自由を認めることを意味すること。そしてそれは、各人の個性とその自由な発展を重んずることにつながるということ。</p>
<p>憲法1 人権〔第5版〕 (14頁)</p>	<p>2013年 (平成25 年) 3月30日</p>	<p>赤坂正浩 他</p>	<p>憲法22条2項は、日本政府が日本国民の国籍を剥奪することを禁止していると理解できること。</p>



<p>国籍法〔第3版〕 (20頁乃至21頁、61頁乃至63頁、77頁)</p>	<p>1997年 (平成9年) 7月30日</p>	<p>江川英文 他</p>	<p>憲法22条2項は、国籍の得喪に関し個人の自由意思を尊重すべきであるとする国籍自由の原則または国籍非強制の原則と呼ばれる原則に由来すること。</p> <p>日本の国籍法が血統主義を原則としていること。日本の国籍法は血統主義の補則として生地主義を採用したものであること。</p>
<p>法制審議会国籍法部会 第2会議議事速記録 (1頁、38頁乃至45頁、66頁乃至67頁)</p>	<p>1982年 (昭和57年)</p>	<p>法務大臣 官房司法 法制調査 部</p>	<p>1982(昭和57)年1月26日、国籍法を改正するために開催された法制審議会国籍法部会第二回会議で、国の担当者である田中泰久は、兵役義務のない日本では複数国籍が「困る」ことの「説明がしにくい」と言い、複数国籍は「いろいろどういふ場合に困るのかということをおもも考えたい」と述べたうえで、部会参加委員と幹事等に対して、複数国籍ではどういふ場合に困るのかを指摘してほしい旨を請うたこと。</p> <p>現憲法制定により複数国籍防止を図る必要性も正当性もなくなってしまったことを、遅くともこの頃までに国は認識していたこと。</p>
<p>全訂新版 涉外戸籍のための 各国法律と要件IV (707頁乃至708頁)</p>	<p>2017年 (平成29年) 3月23日</p>	<p>木村三男 監修</p>	<p>ドイツにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を保持することを可能とする制度があること。</p>
<p>A Comparative Analysis of Regulations on Involuntary Loss of Nationality in the European Union</p>	<p>2014年 (平成26年) 12月</p>	<p>Gerard- René de Groot、 Maarten Peter Vink</p>	<p>スペインにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を保持することを可能とする制度があること。</p>

署名提出の報告書	2019年 5月5日	原告代理人 仲 晃生	2018年2月25日に始まった、外国籍志望取得者が日本国籍を保持するか放棄するかを選択できるように国籍法11条1項を改正することを求めるインターネット署名で、2019年3月3日時点での賛同署名3万4762名分（署名者の居住国123カ国、1万7564名は日本国内居住）が、2019年3月5日、法務省民事局に提出されたこと。その後、本証拠説明書提出時点で賛同署名者数が3万6722名に至っていること。
法制審議会国籍法部会 第1回会議議事速記録	昭和57年 (1982年)	法務大臣官 房司法法制 調査部	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で配布された資料の概要。（9～22頁）</p> <p>上記国籍法部会において、国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかったこと。（39～40頁）</p> <p>昭和59（1984）年改正前国籍法下では、複数国籍となった者の複数国籍を解消する方法が本人の任意の離脱に任せるしかなく、そのことが法改正に当たって問題視されたこと。（41頁）</p>
国籍法部会資料VI 1 「国籍法改正に関する問題点」	昭和57年 (1982年)	法務省	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に際して、複数国籍者に対し一定の期間内に外国籍の離脱を要求し、離脱が可能なのにそれをしない者に対しては日本国籍を喪失させる、という制度の導入の可否も検討するとされていたこと。（16～17頁）</p> <p>本人の意思と日本国籍喪失の関係が問題点として把握されていたこと。（15～16頁）。</p>

<p>昭和59年（1984年）4月17日 衆議院法務委員会議録</p>	<p>昭和59年 (1984年) 5月9日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、政府委員が、国籍選択制度の導入により複数国籍の解消の面では国籍唯一の原則が強調されたかのように見えるが、他方で父母両系血統主義を導入したことにより、総合的に見れば現行法より複数国籍の解消全体が強まったということはないと考えている旨、答弁したこと。（2頁第1～2段）</p>
<p>昭和59年（1984年）4月13日 衆議院法務委員会議録</p>	<p>昭和59年 (1984年) 4月27日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、国籍は、一旦与えられた後に国によって恣意的に奪われてはならないという意味では権利であろうと説明したこと。（4頁第3段）</p> <p>上記審議で政府委員が、「何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめた」旨、説明したこと。（14頁第3～4段）</p> <p>上記審議で政府委員が、国籍法11条1項について、外国籍を志望取得した場合には日本国籍が形骸化するので当然に日本国籍が喪失すると説明したこと。（17頁第3段）</p>
<p>Search on Treaties</p>	<p>2019年 9月23日</p>	<p>ヨーロッパ評議会</p>	<p>1963年のストラスブール条約（「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」）をヨーロッパ国籍条約発効前に批准した12カ国のうちイギリス、アイルランド、スペインの3カ国は、兵役義務に関する第2章のみを批准し、複数国籍削減に関する第1章は批准していないこと。第1章を批准したドイツとイタリアは、批准に際して、複数国籍の防止解消を徹底しないこととなる留保を行なっていること。 （なお、スウェーデンはヨーロッパ国籍条約発効後に第2章のみを批准）</p>

<p>フランス人とは何か 一国籍をめぐる包摂と排除の ポリティクス (抄)</p>	<p>令和元年 (2019年) 6月20日</p>	<p>パトリック ヴェイユ (宮島喬他 訳)</p>	<p>1963年「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」批准後も、フランスでは複数国籍を肯定する制度・運用が継続してきたこと。 (373～374頁)</p> <p>1954年4月9日法を導入した際のフランスでの議論では、「外国でフランスの文化や道徳的・経済的影響を伝播させられる状況にあるフランス人に、たとえ職業に就いている国の国籍を自らの意志で獲得したとしても、フランス国籍を保持させることは重要である。国籍の取得はしばしば何らかの役割行使の条件である」と論じられていたこと。(376頁)</p>
<p>国籍の任意取得による 重国籍 (国際法外交雑誌93巻5号)</p>	<p>平成6年 (1994年) 12月</p>	<p>国友明彦</p>	<p>スイスの国籍法では外国国籍の任意取得によってスイス国籍を喪失しないとされてきたこと。スイスへの帰化の際の原国籍離脱義務は1990年改正で廃止されたこと、及びその際の議論の内容。(3頁、14～17頁)</p> <p>スイスで上記義務の廃止論の根拠の一つに挙げられていたストラスブール条約の改正作業では、移民とその子にとって、新たな国籍取得のために原国籍からの離脱を要件とすることは、居住地国の国籍を取得しようとする意欲をそぐものとなっていること、ストラスブール条約の存在にもかかわらず複数国籍者は増加しており、複数国籍発生防止はごく部分的にしか達成されていないこと、二重のアイデンティティーを持つことは当然であること、移住先国に定住する外国人でもいつの日か祖国に帰ってそこに住む可能性を放棄することを望まないこと、複数国籍から発生するとされてきた問題は、実際上は、過去にいわれていたほど深刻ではないと考えられること、等が挙げられていたこと。(22～25頁)</p> <p>ストラスブール条約(「複数国籍事例の削減と複数国籍事例における兵役義務とに関する条約」)第1条に1993年、一定の範囲で複数国籍の発生を締約国に認める5～7項が追加されたこと。(26～27頁)</p>

<p>意見書</p>	<p>令和元年 (2019年) 9月24日</p>	<p>近藤敦</p>	<p>日本国籍離脱の自由（憲法22条2項）は、本人が無国籍になる場合には認められないこと（8頁）。</p> <p>憲法22条2項が由来する米国で、市民には「自発的に市民権を放棄しない限り、自由な国に市民として留まる憲法上の権利」が認められ、米国市民権を放棄する自発的な意思の存在が証明されない限り米国市民権が喪失させられることはない旨が法定されたこと。（14頁）</p> <p>我が国においても日本国籍を剥奪することはやまにやまれぬ政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されず、外国の国籍を志望取得しただけでは、日本国民の国籍を剥奪するためのやまにやまれぬ政府利益があるとはいえないこと。（10頁）</p> <p>平和主義・民主主義・人権擁護を促進する手段として複数国籍の増大を歓迎する見解が増えていること。複数国籍の肯定は本人にとってプラスであり国家にとっても肯定的な要素を持つことが承認されてきたこと。（12頁, 14～20頁）</p> <p>1970年代以降、外国籍を志望取得した場合に原国籍を喪失させる制度を諸外国が次々に廃止し、廃止した国が世界の75%に達していること。（11～18頁） 廃止の理由として、複数国籍は、移民が社会的に排除されている問題を解消し、統合を実現する上で有益であるとの見方が強まったこと（14頁）や、「多くの住民が外国人のままで居住している国は、安定を欠き、民主主義の機能不全が問題となりうる。」（20頁）ことがあること。</p> <p>1997年に採択されたヨーロッパ国籍条約15条が、複数国籍に関して中立の立場を表明し、加盟国が自由に決定できることとしたこと。（12頁）</p>
------------	-----------------------------------	------------	---

<p>新国籍法論（抄）</p>	<p>昭和11年 (1936年) 7月1日</p>	<p>兒玉政介</p>	<p>国籍法抵触条約の起草過程では、外国への帰化をもって直接国籍喪失原因とすべしとする基礎案が示されたが、最も議論が紛糾したのがこの点で、結果、採用されずに終わり、「無国籍に関する特別議定書」中の希望条項第五とされるにとどまったこと。（271～274頁）</p>
<p>昭和59年（1984年）4月3日 衆議院法務委員会議録</p>	<p>昭和59年 (1984年) 4月12日</p>	<p>衆議院事務局</p>	<p>昭和59年（1984年）の国籍法改正のための国会審議で政府委員が、「国籍唯一の原則」が「世界における国籍を考える場合の一つの重要な原則とされている」として、同原則は「非常に重要な準拠すべき原則である」と考えている旨説明したこと。（3頁第3段）</p> <p>同審議で政府委員が、年間一万二千人程度の複数国籍者が生じるのではないかとの見通しを説明したこと。（5頁第1段）</p> <p>同審議で政府委員が、複数国籍のメリットを問われて「税金その他の関係につきましてはそれぞれ大体所得の生じたところで課税されるということでございますので、それほど差異はなかろうかと思えます」と答弁したこと。（12頁第4段）</p>
<p>出入国管理及び難民認定法 逐条解説 改訂第4版（抄）</p>	<p>平成24年 (2012年) 10月1日</p>	<p>坂中英徳他</p>	<p>出入国管理及び難民認定法における「出入国の管理」の具体的な意味内容、特に外国人の出入国の「公正な管理」及び日本国民の出入国の管理の各意味内容に関する解説。</p>
<p>GLOBAL DUAL CITIZENSHIP DATABASE (Maastricht University Maastricht Center for Citizenship, Migration and Development))</p>	<p>2018年 12月</p>	<p>Gerard-René de Groot、 Maarten Peter Vink</p>	<p>マーストリヒト大学の「市民権、移民及び開発のためのマーストリヒト・センター」の調査によると、外国籍を取得した者の原国籍を当然には失わせないとする法制の国は、甲28号証の2011年時点の72%から75%に増加していること。</p>

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>国籍相談No. 429 (戸籍時報 No. 722)</p>	<p>平成27年 (2015年) 2月</p>	<p>法務省民事 局 民事第一課 職員</p>	<p>ペルー共和国国籍法第2条第3号は、外国にて出生し、父母のいずれか一方が出生によるペルー人で、未成年の間にペルー領事館で所定の登録が行われた者については、出生によるペルー人であると定めていること(75頁)。この場合、我が国国籍法11条1項の「自己の志望によって外国の国籍を取得した」には当たらないと解されていること(76頁)。</p>
<p>国籍相談No. 434 (戸籍時報 No. 734)</p>	<p>平成27年 (2015年) 12月</p>	<p>法務省民事 局 民事第一課 職員</p>	<p>アルゼンチン市民法第1条第2項は、外国で出生した生来のアルゼンチン人の子で、アルゼンチンの市民権を選択する者についてはアルゼンチン人とする旨を定めていること。</p>
<p>国籍相談No. 436 (戸籍時報 No. 738)</p>	<p>平成28年 (2016年) 4月</p>	<p>法務省民事 局 民事第一課 職員</p>	<p>スリランカ市民権法第5条第2項は、国外で出生した者の親の一方がスリランカ国籍を有する場合で、かつ、1年以内又は大臣が認める期間において、所定の登録を行った場合に、スリランカ国籍を取得する旨を定めていること。</p>
<p>国籍相談No. 420 (戸籍時報 No. 698)</p>	<p>平成25年 (2013年) 6月</p>	<p>法務省民事 局 民事第一課 職員</p>	<p>甲98と同様の場合について、甲98の約2年前に被告は、「自己の志望によって外国の国籍を取得」した場合に当たると解していたこと。(114頁)</p>
<p>日本国籍保持疑義者(■■■■氏)の国籍確認について(回答)</p>	<p>平成22年 (2010年) 8月3日</p>	<p>法務省民事 局 民事第一課 長</p>	<p>ロシア人と外国人の夫婦の子でロシア国外で出生した者のロシア国籍の取得に関する規定であるロシア旧国籍法15条2項前段について、これが生来的取得の規定が後発的な志望取得の規定であるかが別件訴訟で争われているが、被告が同規定について「ロシア国籍の志望取得の規定である」との見解を示したのは、2002年に上記規定が廃止された8年後の、2010年8月だったこと。</p>
<p>A Comparative Analysis of Regulations on Involuntary Loss of Nationality in the European Union (抄)</p>	<p>2014年 12月</p>	<p>Gerard-René de Groot、Maarten Peter Vink</p>	<p>オランダにも、自己の志望により外国国籍を取得した場合に自国籍を保持することが可能となる場合があること。</p>

<p>全訂新版 涉外戸籍のための各国法律と要件 I (抄)</p>	<p>平成27年 (2015年) 11月27日</p>	<p>木村三男 監修</p>	<p>「涉外戸籍のための各国法律と要件」シリーズは、各国の身分関係（婚姻、離婚、出生、認知（準正）、養子縁組及び養子離縁の成立要件等の概説を主とするものに過ぎないこと。（7頁）</p>
<p>〔一問一答〕新しい国籍法・戸籍法 (抄)</p>	<p>昭和60年 (1985年) 4月25日</p>	<p>法務省民事局 民事第五課 職員</p>	<p>昭和59（1984）年の国籍法改正の翌年、法務省民事局第五課職員名で発行された改正国籍法の解説書で、中国国籍法には中国公民が二重国籍を持つことを認めない旨の規定があるにも関わらず、中国と日本の複数国籍が生じる場合があることが、説明されていたこと。</p>
<p>国籍法部会資料「最近における諸外国の国籍法の改正の動向——両性の平等との関係を中心として——」 (抄)</p>	<p>昭和 57年 (1982年)頃</p>	<p>田中康久 法務省 民事局 第五課長</p>	<p>1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会の会議資料として提出された標記文献が、血統主義を採用するフランスやスイス、東ドイツ、チェコスロヴァキア、シンガポール、イスラエル、チュニジア、出生地主義の米国、イギリス、オーストラリアが、複数国籍の解消に積極的に取り組んでいない旨を報告し（13～63頁）、「国籍唯一の原則をどこまで貫くかは、国によって異なっている。」（63頁）、「諸外国における重国籍の取扱い、あるいはその解消方策については、各国の置かれた国内政策、国際環境の違いから大きな差異があり」「全世界的な傾向があるわけではないと考えられる」（67～68頁）と結論づけていること。</p>
<p>法制審議会国籍法部会 第4回会議議事速記録 (抄)</p>	<p>昭和57年 (1982年)</p>	<p>法務大臣官 房司法法制 調査部</p>	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会において、国籍法が複数国籍に関する政策を事前の発生防止から事後の解消に転換することが検討されていたにも関わらず、国籍法11条1項と新たな政策との整合性は議論されなかったこと。（2～9頁）</p> <p>上記の国籍法部会において、田中康久幹事が、在外国民の選挙権行使に否定的な見解を示した上で、重国籍の解消については「基本的にはなるべく認める方がいいのではないかと説明しており（23頁）、被告が国と国民の結合関係は1対1であるべきとか複数国籍は国籍の本質に反するとか考えていたとはうかがえないこと。</p>



国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

<p>法制審議会国籍法部会 第9回会議議事速記録（抄）</p>	<p>昭和58年 (1983年)</p>	<p>法務大臣官 房司法法制 調査部</p>	<p>1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で、細川清幹事が、「一応重国籍をなるべく発生しないようにするあるいは防止すると、可能であればそうするということが一つの理念としてあるとすると」と説明しており（52頁）、被告が国と国民の結合関係は1対1であるべきとか複数国籍は国籍の本質に反するなどと考えていたとはうかがえないこと。</p>
<p>昭和59年（1984年）5月10日 参議院法務委員会会議録</p>	<p>昭和59年 (1984年) 5月23日</p>	<p>参議院事務 局</p>	<p>昭和59（1984）年国籍法改正に際して、政府委員が、日本国籍の恣意的剥奪は許されないという見解を示していたこと。（4頁第2段）</p>
<p>日本国憲法成立史 第四卷 (抄)</p>	<p>平成6年 (1994年) 7月20日</p>	<p>佐藤達夫 佐藤功</p>	<p>日本国憲法制定のための枢密院での審議において説明された現10条挿入の理由は、①外国の圧力で憲法ができたという誤解を一掃するために修正を歓迎しようという空気があったこと、②実質が無害な規定であり形式的に良いということ、③議会の権威を示すことになって良いということであり（1000頁）、広い立法裁量に委ねるためという説明はなされなかったこと。</p>
<p>憲法 I 基本権（抄）</p>	<p>平成28年 (2016年) 4月20日</p>	<p>宍戸常寿 松本和彦 他</p>	<p>国籍の付与が立法裁量に属するとしても、ひとたび国籍を取得した者から、公権力が、恣意的に国籍を剥奪することは憲法上禁止されていると解すべきこと。（33～34頁）</p>
<p>放棄された領土と住民の国籍 (抄)</p>	<p>昭和53年 (1978年) 8月25日</p>	<p>宮崎繁樹</p>	<p>国籍喪失によって当該者が無国籍者とならない場合であっても、本人の申請、同意によらずに当該者の国籍を失わせんとする場合は、公共の観点から国籍の剥奪が必要と認められる場合に限られると解すべきこと。（42頁）</p>

<p>憲法における「国籍」の意義</p>	<p>平成10年 (1998年) 5月</p>	<p>門田孝</p>	<p>「国籍」によって保障されてきた権利ないし利益は、「個人が政治的共同体に属する権利」と「個人のアイデンティティに対する権利」として説明しうること。 (123頁)</p> <p>民族的一体性を強調される従来 of 国民国家における国籍については、民族的一体性を強調されるが故に、国籍を持つと言うことは即、民族としてのアイデンティティを確認することにつながるものだったといえ、ある在日韓国・朝鮮人が日本への帰化を拒否する理由として「帰化してしまうことによって自分が在日韓国・朝鮮人としてじゃなしに、日本の方に行ってしまうというか、自分がなくなってしまうんじゃないか、というそういう気持ちがあるんです」と語ったこと。 (124頁)</p> <p>国境を越えての移動と定住が随処に見られる現代にあつては、国籍唯一の原則を貫こうとする限り、ある共同体へ新たに定住したうちのある者は往々にして、自己のアイデンティティを犠牲にその共同体の一員として認められるか、あるいは逆に、アイデンティティを保持して共同体構成員性の取得を断念するか、苦渋の選択を迫られることになるが、これらの権利は、そもそも一方を犠牲にして他方を取ると性格のものではないと考えられること。(125頁)</p>
<p>法制審議会国籍法部会 第3回会議議事速記録 (抄)</p>	<p>1982年 (昭和57年)</p>	<p>法務大臣官 房司法法制 調査部</p>	<p>昭和57 (1982) 年頃、被告が各国の法制を調べたところ、外国への帰化によって当然に原国籍がなくなるという国が少なかったこと。(33頁)</p> <p>昭和59 (1984) 年改正前国籍法4条5号の、日本への帰化の際の複数国籍防止条件が、緩やかに運用されていたこと。 (33頁)</p>

外国人の人権と国籍の再検討	平成9年 (1997年) 6月20日	山内敏弘	平成9(1997)年に、「国籍単一の原則を見直して重国籍を日本でも積極的に認めることを…本格的に検討することの方がより適切で、かつ現実的ではないか」(6頁)として、複数国籍に伴う弊害とされてきたものは重大な支障にならないことが今日では広く認識されており、複数国籍を認める国も増大し、単一国籍の原則は、もはや国際社会に一般的に通用する原則ではなくなっていると指摘する文献が発行されていたこと。
国籍と人権	平成9年 (1997年) 2月10日	山本敬三	ストラスブール条約の1993年の改正は、祖国へのアイデンティティを保ったまま居住地国の国民たる地位を取得できることが望ましいとされたものであり、国籍の得喪に関して個人の人格的利益を尊重したものと考えられること。かかる傾向が世界的に広まっているという事実が、ストラスブール条約改正以降本論文執筆時までに、見られたこと。(134頁以下)
第2準備書面	平18年 (2006年) 1月17日	国	最高裁平成20年6月4日大法廷判決に係る事件のうち第2事件第1審(東京地方裁判所平成17年(行ウ)第157号・第184号乃至191号国籍確認請求事件)で、同事件の被告であった国が、昭和59(1984)年当時の諸外国の国籍取得制度、及び平成18(2006)年時点で被告が把握している最近の諸外国の国籍取得制度について主張したこと。(第2)
(乙1号証 副本) 諸外国の国籍取得制度について(報告)	平成17年 (2005年) 5月30日	法務省民事局 民事第一課 補佐官 泉本良二	被告が、出生後に認知等により親子関係が形成された子の国籍取得に関する諸外国の立法例について、平成10(1998)年から平成13(2001)年に調査、収集した資料を報告した内容。
(乙2号証 副本) 諸外国の国籍取得制度について(報告)	平成17年 (2005年) 10月20日	法務省民事局 民事第一課 補佐官 泉本良二	被告が、出生後に認知等により親子関係が形成された子の国籍取得に関する諸外国の立法例について調査した結果、平成17(2005)年10月20日までに判明した内容。
法制審議会国籍法部会 配布資料目録 (57・6・29現在)	昭和57年 (1983年) 6月29日	法務省	1984年国籍法改正に向けた法制審議会国籍法部会で、関連条約や各国の国籍法、論点を整理したメモ等が配付されたこと。

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

国籍法 初版（抄）	昭和48年 (1973年) 7月20日	江川英文他	江川・国籍法の初版では、国籍法8条（現11条1項）に関して、「自己の志望によって外国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を抛棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである」と説明されていたこと。（59頁）
国籍法 新版（抄）	平成元年 (1989年) 4月30日	江川英文他	平成元（1989年）に発行された江川・国籍法の新版では、国籍法11条1項に関して、「厳格に言えば、個人の意思に基づく国籍の喪失でないことはいうまでもない」と述べ、以前の説明（甲119）を改めたこと。（120頁）
ウェブアンケートの案内	平成31年 (2019年) 4月30日	原告ら 代理人 弁護士	原告ら代理人が、日本国内で暮らしているとわかりにくい国籍法11条1項の問題点について、多くの人々の声を裁判所に届けたいと考えてウェブでのアンケートを実施したこと（回答期間は2019年4月30日～6月30日。回答の結果と報告は甲124参照）。
国籍法11条1項違憲訴訟 海外居住日本人の国籍に関する報告書	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	原告ら弁護団が2019年5月から6月にかけて実施したウェブアンケートの回答内容。  国籍法11条1項が、日本国民に苦渋の選択を強いるとともに、日本社会にとっても不利益をもたらしており、同条項が違憲無効となれば、個人及び日本社会にとっても大きなメリットがあること（介護の負担、相続問題、社会保障の受益、家族離散の防止などについて、「6. まとめ」）。（16～17頁）  居住国の国籍を取得できないために実に様々な生活上の支障を甘受せざるを得ないという現実があること。  多くの海外在住の日本国民が、その居住国でよりよい人生を送るために国籍を取得したい、国籍がないために被る不利益を回避したい、と願う一方で、国籍を通じて日本との繋がりを保っていたいとも切望し、そのために日本国籍を捨てて居住国に帰化することを躊躇していること。
添付集計表 国籍法11条1項適用者	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	甲123のウェブアンケートに回答した497名中、国籍法11条1項の適用対象者52名の回答内容。

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

添付集計表 外国籍取得予定者	令和元年 (2019年) 10月4日	武田里子	甲123のウェブアンケートに回答した497名中、外国籍取得希望と回答した者の回答内容。
添付集計表 その他(11条1項当事者以外、外国籍取得予定者以外)	令和元年 (2019年) 10月4日	原告ら 代理人 弁護士	甲123のウェブアンケートに回答した497名中、国籍法11条1項対象者でも外国籍取得希望者でもない回答した者の回答内容。
「国籍」は揺らぎ続ける－世界の潮流から取り残された日本の国籍法 (nippon.com)	平成30年 (2018年) 4月24日	丹野清人	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
「日本人」とは誰か？大坂なおみ選出についての雑な議論に欠けた視点 (現代ビジネスWEB版)	平成30年 (2018年) 9月15日	井戸まさえ	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
パッケンのちょっとマジメな話 日本は大坂なおみの二重国籍を認めるべき！ (NEWSWEEK日本版WEB記事)	平成30年 (2018年) 9月25日	パッケン (パトリック・ハーラン)	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
二重国籍、日本に「89万人」世界は容認、企業に利点 (日経新聞WEB記事)	平成30年 (2018年) 10月23日	高橋元気	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
グローバルな視点から「国籍」を考える (朝日新聞GLOBE+)	平成30年 (2018年) 10月31日	サンドラ・ヘフェリン	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
誤解だらけの二重国籍問題－外国人労働者受入れ拡大で国籍法を見直すべき (週プレNEWS)	平成30年 (2018年) 12月13日	サンドラ・ヘフェリン	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
【更新】大坂なおみ選手の快挙を機に二重国籍制度改正の議論を (アゴラ 言論プラットフォーム)	平成31年 (2019年) 1月27日	新田哲史	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
「大坂なおみ選手は日本人」と浮かれる前に、日本は二重国籍禁止を見直すべきではないか (HUFFPOST)	平成31年 (2019年) 2月4日	小笠原泰	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
パッケンのちょっとマジメな話 大坂なおみ選手の二重国籍が認められた！ (NEWSWEEK日本版WEB記事)	平成31年 (2019年) 4月10日	パッケン (パトリック・ハーラン)	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
【更新】大坂なおみ選手は国籍選択しないと「違法状態」になる (アゴラ 言論プラットフォーム)	平成31年 (2019年) 4月10日	池田信夫	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。

国籍はく奪条項違憲訴訟 原告弁護団提出文献等

「国籍って？ その国の一員である資格 二つの籍、認めない日本 大坂選手も選択の期限」 「日本人でも外国籍取ると失う」 (朝日小学生新聞)	令和元年 (2019年) 9月10日	中塚慧	近時、複数国籍に対する社会の関心がかつてないほど高まっていること。
研究チームがネット調査 「二重国籍OK」5割超 若い世代に「出生地主義」傾向 (東京新聞)	令和元年 (2019年) 9月10日	東京新聞	最近の学術調査では、複数国籍に肯定的な社会認識の存在が確認できること。
複数国籍 「国民の受け止めは寛容」 佐々木てる青森公立大教授 (毎日新聞デジタル)	令和元年 (2019年) 10月1日	和田浩明	同上。
自己決定権 (ジュリスト増刊「憲法の争点 (第3版)」所収)	平成11年 (1999年) 6月	蟻川恒正	日本国憲法の保障する自己決定権の検討において、「自己定義」が、いわゆる「アイデンティティ」と同義で用いられており、「自己定義の根幹に関わる事柄について他者の支配を受けない権利」(自己決定権)があるとされていること。
文化戦争と憲法理論—アイデンティティの相剋と模索 (抄)	平成18年 (2006年) 2月28日	志田陽子	今日の憲法学説の整理のなかでは、いわゆる「アイデンティティ」の憲法上の位置づけとしては、甲141の蟻川論文、甲142の竹中勲の整理が通説的な整理として受け入れられ、定着していること。
英国人にさせられた日本人 (雑誌アステイオン)	平成30年 (2018年) 11月	鈴木章悟	日本国籍を剥奪された際に、当該個人のアイデンティティに与える衝撃の強度および性質。 祖国を離れ外国に定住するに至った人々にとって居住国の外国籍の取得は、「居住国での権利獲得の手段としてのものであるところ…自分の身分及び現地で築いた生活の基盤を守ろうとすることはことはごく自然なことで…居住先の国籍を選択することは、生活の利便性の向上のためであるのと同時に、極めて基本的な人権を守るためという側面」であること。 同時に、これは母国にアイデンティティを求める心理とは質が異なるもので、外国籍取得は「日本人としてのアイデンティティを放棄したい、という意思の表れではない…」と考えるべきこと。
「複数の国籍を保持することに関する調査」結果	令和元年 (2019年) 10月5日	佐々木てる 人見泰弘	最近の学術調査では、複数国籍に肯定的な社会認識の存在が確認できること。甲136及び137で報道された調査結果についての日本社会学会での報告内容。

<p>憲法〔第3版〕（抄）</p>	<p>平成7年 (1995年) 4月15日</p>	<p>佐藤幸治</p>	<p>国籍離脱の自由の保障の本旨は、「非任意的大結社たる国家からの離脱を認めるもので、個人の精神の独立に究極の価値をおいて国家を捉える立場の帰着点である」と指摘されていること（554～555頁）。</p>
<p>国籍法〔第3版〕 (16頁乃至21頁)</p>	<p>1997年 (平成9年) 7月30日</p>	<p>江川英文 他</p>	<p>複数国籍の防止の必要性を重視する文献においても、国内管轄の原則（16～17頁）があることをふまえて、「国籍唯一の原則は、どこまでも、国籍立法上の一つの理想であり、できうる限り、無国籍および重国籍を防止すべきであるとするものにすぎず、この原則を徹底させることの不可能であることは前述のところからして明らかである」とされていること（19頁）。</p>